

中野区教育委員会会議録 平成20年第4回臨時会

○開会日 平成20年4月25日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時31分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員長職務代理	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会委員	山 田 正 興
中野区教育委員会教育長	菅 野 泰 一

○欠席委員(0名)

○出席した事務局職員(7名)

教育委員会事務局次長	竹 内 沖 司
教育経営担当課長	小谷松 弘 市
学校再編担当課長	青 山 敬一郎
学校教育担当課長	寺 嶋 誠一郎
指導室長	入 野 貴美子
生涯学習担当参事	村 木 誠
中央図書館長	倉 光 美穂子

○書記

教育経営分野	松 島 和 宏
教育経営分野	渡 邊 真理子

○会議録署名委員

委員長	高 木 明 郎
委 員	山 田 正 興

○議事日程

日程第1 第34号議案 中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
日程第2 中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員候補者の順位の決定について

中野区 教育委員会
第4回臨時会
(平成20年4月25日)

午前10時00分開会

高木委員長

おはようございます。

ただいまから、教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

本日、青山学校再編担当課長は、所用のため、おくれたの出席となります。

本日の会議録署名委員は、山田委員にお願いします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<日程第1>

高木委員長

日程第1、第34号議案「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

指導室長

「中野区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」の一部を改正する規則について上程申し上げます。

提案の理由といたしましては、このたび区立幼稚園におきます「教頭」の呼称について改める必要が出てきたためでございます。「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立にかかわりまして、副校長、主幹教諭の職が導入されたことに伴い、平成20年3月28日の教育委員会において、区立小・中学校に当該職の設置を規定する等についての改正を行っていただいたところでございます。区立幼稚園につきましては、23区の組合教育委員会で検討中とのことでご報告をいたしました。職名等にかかわる任用制度及び給与制度をこの23区共通に定めておきまして、このたび、平成20年4月において副園長職の導入については見送ったということになりました。そして、従来「教頭」を「副校長」、幼稚園においては「副園長」と称する旨を規定していた本規則につきましても、幼稚園の教頭については「副園長」と称する旨の規定を残しておきましたけれども、このたび、本規則については副園長職の導入を見送ったということによりまして、学校教育法で、幼稚園においては副園長職を置くことができるようになったにもかかわらず、その学校教育法に定める「副園長」と同様の呼称を教頭が称する旨の規則を設けておくことは、誤解が生ずるおそれがあるということで、当該規定部分の削除を行うということの必要が出てきたということが今回の提案理由でございます。

具体的に申しますと、23区のほうの組合教育委員会のほうでは、幼稚園の副園長職の導入については見送ったということがございまして、誤解を生ずるおそれのある副園長職の呼称についても規定を削除する必要があるということでございます。具体的には、新旧対照表をごらんいただければというふうに思います。

現行の右側でございますが、「教頭の呼称」については、第25条に「教頭は、副園長と称する」という部分がございますが、この部分についてを削除するという形になってまいります。そして、附則といたしまして、「この規則は、公布の日から施行する」形になります。

以上でございます。よろしくご協議お願いいたします。

<傍聴の許可>

高木委員長

会議の途中ですが、ここで傍聴の許可についてお諮りいたします。

教育委員会の傍聴につきましては、傍聴規則で20名以内と決まっておりますが、現在19ですか、これから20人を超えて傍聴される方がお見えの場合でも、すべての方の傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

高木委員長

それでは、そのように運営いたします。

<日程第1・続>

高木委員長

議事に戻りまして、ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたら、お願いいたします。

大島委員

ちょっとわかりにくかったので、もう一度整理のために伺うのですが、

今まで中野区では「副園長」という呼称を使っていたのですが、今回、教育基本法による国の制度として「副園長」という制度ができた。しかし、中野区では、副園長という職は置かないということにしたのですが、今のところ、その「副園長」という呼称を用いていたので、そうすると、国の決めた制度による「副園長」ではないかというふうに混同するおそれがあるというので、「副園長」という呼称はやめましょうということではよろしいのでしょうか。

指導室長

はい、そうでございます。

大島委員

国の制度の「教頭」というのと「副園長」というのはどんな役目の違いがあるのでしょうか。今回、中野区では「副園長」を置かないということですから、国の制度の説明ということになるのかもしれないのですが、何だか同じようなイメージがあるのですが、もし違いがあるということでおわりの部分がありましたら、説明をお願いいたします。

指導室長

「副園長」と「教頭」は権限上も多少違っている部分がございますし、さらに、教頭職の中の上において「副園長」と称するものを置くということで、その専門性の違いというか、具体的にはお仕事自体はそう変わらないのですが、そういう状況になっております。場合によっては、1園において「園長」「副園長」「教頭」と置くことも可能だというふうになるということで、学校教育法上はできております。ただ、23区の組合の教育委員会で、23区統一での話し合いでは、区立幼稚園自体がどこも小規模になっておりますので、そこまでの必要はないだろうという話し合いは出てきたようでございます。

高木委員長

ほかに質疑はございませんでしょうか。

なければ質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決いたします。

ただいま上程中の第34号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<委員会運営について>

高木委員長

ここでお諮りいたします。

本日の日程第2「中野区小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の順位の決定について」は、人事案件ですので、非公開での審議を予定しています。

そこで、臨時会を一たん休憩し、先に第14回協議会を開会し、本日は、4月最後の教育委員会ですので、傍聴者発言の時間を設けた後、臨時会を再開したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高木委員長

ご異議ございませんでしたので、臨時会を暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前11時11分再開

高木委員長

それでは、第4回臨時会を再開いたします。

<日程第2>

高木委員長

日程第2、「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者の順位の決定について」を上程いたします。

ここでお諮りします。

本案件は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項のただし書き、及び「中野区立学校教科用図書の採択に関する規則」第10条の規定により、非公開とさせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

高木委員長

全員賛成ですので、ただいまより会議を非公開といたします。恐れ入りますが、傍聴の方はご退席願います。

(傍聴者退席)

(平成20年第8回臨時会において公開の議決がされたため、以下の非公開部分を公開)

高木委員長

それでは、これから「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員候補者」の選定を始めたいと思います。

初めに、委員候補者選定の流れ及びこれからの予定について、事務局から説明をお願いします。

(資料配付)

指導室長

それでは、これから行っていただきます教科用図書選定調査委員会の委員の候補者の選定につきまして、また、これからの予定につきまして説明をさせていただきます。

まず、今回行っていただきます候補者の選定でございますが、これは中野区立学校教科用図書の採択に関する規則に基づいて行われるものでございます。今お配りいたしました参考資料にもございますように、規則の第3条第2項に従いまして、この教科用図書選定調査委員会の構成につきましては、1にございますように、学識経験者が3人以内、そして、区立学校の校長及び副校長3人以内、区立学校の教諭3人以内、区立学校に在籍する児童・生徒——今回は小学校ですので児童の保護者3人以内、公募による区民3人以内ということになっております。

本日は、この中で、保護者と公募区民の候補者の選出をお願いしたいということでございます。なお、具体的には、候補者3人以内となっておりますので、3人を選び、また、補欠に当たります補充要員を2人選定していただき、それぞれ順位をつけていただくということで考えております。

なお、選定後の予定でございますが、これら候補者につきましては、これも3にございますように、規則の第7条にありますこの資格についてが重要となってまいりますので、それぞれの候補者にこの資格について確認させていただきまして、その後で本委員会で正式に委員を決定していただきたいと思っております。なお、その決定後につきましては、教科用図書選定調査委員会を開催いたしまして、7月中旬の教育委員会でその調査研究の結果を報告していただくというふうに予定しております。したがって、7月の中旬から下旬にかけて教育委員の方々には採択協議を行っていただき、そして、遅くとも8月上旬には採択をしていただくということで進めていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

高木委員長

それでは、次に、お手元の「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員（区民）応募者一覧」及び「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員（保護者）被推薦者一覧」に記載されている方の推薦または応募された経緯等について説明をお願いします。

指導室長

それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、保護者の被推薦者一覧でございます。資料2のほうでございます。これは3月26日付で区立の小学校長あてに保護者の推薦依頼をいたしました。4月16日締め切りということで、ごらんのように23名の方をご推薦いただいたということでございます。

次に、資料1に戻っていただきます。順序が逆で申しわけありません。「中野区立小学校

教科用図書選定調査委員会委員（区民）応募者一覧」でございます。これは、「中野区立学校教科用図書の採択に関する規則」に従いまして、2月20日に区報で「中野区民の方」ということを条件に公募させていただきました。そして、3月19日に締め切りということで、資料でございます5名の方が応募していただいたということでございます。

本日は、保護者の方23名と区民の方5名の応募者それぞれから候補者並びに補充の要員を決定していただくものでございます。どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

高木委員長

それでは、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員候補者の選出を始めたいと思います。

初めに、選出の方法についてお諮りします。

選出の方法について説明をお願いします。

指導室長

選出の方法は、抽選による方法でお願いしたいと思います。

中央の机にございます抽選器を使用しまして、抽選は、推薦または応募された方の人数分の番号の書かれた玉を入れます。そして、抽選の結果の番号の方が選出されるという方法にしたいと思います。

なお、番号はお手元の一覧表のお名前の左側に書かれた番号をその方の番号としたいと思います。この抽選の方法によりまして3名の方を選出いたします。その後、補充要員としてお2人の方を抽選、順位づけを行いたいと思います。

また、抽選の順番は、初めに「公募による区民」の委員3人及び補充要員2名を行い、次に、「児童・生徒の保護者」の委員3名及び補充要員2名の抽選を行いたいと思います。

なお、抽選は、教科書採択事務を主管しております学校教育分野の担当職員が行いたいと思います。

教育委員の方々及び教育長は、立会人として、この抽選が公正に行われていることの確認のほうをお願いしたいと思います。

また、抽選終了後、候補者の選定順位を確認した上で、「中野区立小学校教科用図書選定調査委員会委員候補者選定録」に署名をお願いしたいというふうに思います。

なお、この選定録は、会議録と一緒に保管することとしたいと思います。

以上でございます。

高木委員長

ただいま説明した方法でこれから委員候補者及び補充要員の選出を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

異議ございませんので、ただいま説明された方法でこれから選出をいたします。

大島委員

異議ではないのですけれども、補充要員は2名ぐらいで大丈夫なのですか。

指導室長

「児童・生徒の保護者」から選出する委員の候補者及び補充要員は、ただいま指導室長から報告のありましたとおり確認をしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高木委員長

ご異議ございませんでしたので、ただいまの報告のとおり決定いたします。

これをもちまして、中野区立小学校教科用図書選定調査委員会の委員候補者の選出及び順位の決定を終了いたします。

なお、本日選定されましたそれぞれの委員の候補者について、「中野区立学校教科用図書の採択に関する規則」第7条に基づき、事務局で委員の資格等について審査を行い、適格者であることが確認された後、後日、教育委員会において決定する手続をとることになります。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第4回臨時会を閉じます。

午前11時31分閉会